

## 川越市市民開放用パソコン利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、川越市の施設に設置する市民開放用パソコン（本市のネットワークを使用し、インターネット接続するものに限る。以下「市民用パソコン」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 利用の範囲は次のとおりとする。ただし、情報セキュリティ及び市民用パソコンの設置目的の観点から、利用できるサイトを制限する。

- (1) 川越市ホームページの閲覧
- (2) 川越市の生活情報及び観光情報の閲覧
- (3) その他生涯学習及び社会教育のために必要なウェブサイトの閲覧

(利用対象者)

第3条 市民用パソコンを利用できる者は、小学生以上の者で、別表に掲げる本人確認書類を携帯している者に限る。ただし、1台の市民用パソコンを複数名で利用しようとする場合には、代表者が上記要件を満たしていることを要する。

(利用時間)

第4条 市民用パソコンを利用できる時間帯及び1回当たりの利用時間については、当該パソコンを設置する施設において定める。

(利用手続)

第5条 市民用パソコンを利用しようとする者（個人で利用する場合は本人、1台の市民用パソコンを複数名で利用する場合は代表者。以下両者を合わせて「利用責任者」という。）は、受付カウンターに、施設管理者が定める利用申請書を提出するとともに、別表に掲げる本人確認書類を提示し、許可を受けなければならない。

- 2 利用許可を得た者（1台の市民用パソコンを複数名で利用しようとする場合には、利用するすべての者。以下「利用者」という。）は、指定された市民用パソコン以外の機器を利用してはならない。
- 3 利用責任者は、市民用パソコンの利用を終了する場合には、受付カウン

ターに申し出て、確認を受けなければならない。

(利用者等への補助等)

第6条 利用者は、市民用パソコンの操作方法について、職員等の補助を受けることができる。

2 前項の規定に関わらず、職員等は、利用者の情報検索に対する支援は行わない。

(利用者等の責務)

第7条 利用者は、市民用パソコンの利用に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) E-mail の送受信や電子掲示板等への書き込み、ショッピング、ゲームなど、ウェブサイトの閲覧以外の行為
- (2) 画面のプリントアウト
- (3) CD、DVD 等の視聴
- (4) 画像やソフトウェア等のダウンロード
- (5) 外部記憶メディアの接続
- (6) 有料サイトや公序良俗に反すると判断されるウェブサイトへの接続
- (7) 市民用パソコンへのデータ保存、設定の変更等、ハードディスクへの書き込み行為
- (8) 著作権、商標権等知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (9) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (10) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- (11) その他法令若しくは公序良俗に違反し、又は他者に不利益を与える行為

2 利用責任者は、市民用パソコンの利用によりなされた一切の行為及びその結果について、全ての責任を負うものとする。

3 利用責任者は、市民用パソコンの利用中において、本規約を守る義務を負うとともに、同時に利用する他の利用者に対しても、本規約を守らせる義務を負うものとする。

4 利用責任者は、市民用パソコンの利用において、利用者の責めに帰すべき事由により、本人、本市若しくは第三者の名誉又は財産上の損害が発生した

場合、その責任を負うものとする。

5 利用者は、市民用パソコンの利用にあたり、あらかじめ設定された環境を変更してはならない。

6 利用責任者は、利用者の不正な操作等により、機器やデータ等に損害が発生した場合には、その責任を負うものとする。

(利用の中止)

第8条 市民用パソコンを設置する施設の管理者（以下「施設管理者」という。）

は、利用者が前条第1項に規定する利用制限行為を行った場合には、即時にかつ強制的に利用を中止させることができる。なお、これにより発生した損害について、利用者の一切の請求を認めない。

(個人情報)

第9条 施設管理者は、利用実績の集計及び不正利用発覚時の利用者の特定を目的として、利用手続時に、利用責任者に係る次の個人情報を収集することとする。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 連絡先電話番号

(4) 生年月日

(免責)

第10条 施設管理者は、市民用パソコンが利用できなくなった場合において、これによる損害の発生に責任を負わないものとする。

2 施設管理者は、利用者が市民用パソコンで得た情報の正確性、完全性及び有用性について、一切保証しないものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、市民用パソコンの利用に関し必要な事項は、施設管理者が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。（別表改正）

別表（第 3 条、第 5 条関係）

本人確認書類として利用可能なもの
<ul style="list-style-type: none"><li>• 旅券（パスポート）</li><li>• 運転免許証</li><li>• 写真付き住民基本台帳カード</li><li>• 個人番号カード</li><li>• 官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で写真付きのもの</li><li>• 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証</li><li>• 共済組合員証</li><li>• 年金手帳</li><li>• 公の機関が発行した資格証明書で写真付きのもの（療育手帳、身体障害者手帳等）</li><li>• 運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。）</li><li>• 在留カード</li><li>• 特別永住者証明書</li><li>• 川越市図書館貸出カード（図書館内の市民用パソコンの利用に限る。）</li><li>• その他、公共料金の領収書等、施設管理者が認めたもの</li></ul>